

保育施設等（保育所・保育園・認定こども園（保育利用）・地域型保育施設），私立幼稚園

保育施設等とは、保護者が働いている場合または、疾病等の事情により家庭で十分保育することができない児童を、保護者にかわって保育することを目的とする児童福祉施設です。

保育を必要とする事由（申請事由）

児童の保護者が次の１～９のいずれかの事情にある場合

（ただし、定員に余裕のない場合は入所希望施設に空きが生じるまで入所できません）

1. 家庭内もしくは家庭外で週４日以上かつ１日４時間以上（月６４時間以上）労働することを常態としている場合
2. 親の出産の前後（産前６週から産後８週まで）にあたる場合
3. 病気、負傷、心身に障がいがあり、家庭での保育ができない場合
4. その児童の家庭に長期にわたる病人や、心身に障がいのある人がいるため、保護者が常時その介護にあたっている場合
5. 火災、風水害、地震などの災害により、その家屋を失ったり破損したりしたため、その復旧の間、家庭での保育ができない場合
6. 求職活動中もしくは求職活動予定であり、月６４時間以上（週４日以上かつ１日４時間以上）労働する予定である場合
7. 学校、職業訓練校に在学中もしくは在学予定の場合（通信教育は除く）
8. 育児休業取得中に、既に保育施設等を利用している児童がおり、引き続き利用の必要がある場合
9. 上記に類する状態として市が認める場合

保育時間

午前７時から午後７時まで（一部午前７時３０分から午後７時３０分まで）を開所時間としていますが、保護者の就労時間等の基準によって異なります。

また、土曜日の開所時間は施設によって異なります。

保育料

1. 児童の年齢区分及び世帯の市民税所得割課税額に応じて、算定します。なお、3歳児から5歳児クラスと住民税非課税世帯の0歳児から2歳児クラスの児童は無償となります。
2. 児童の年齢区分は、4月1日現在の満年齢で認定します。
3. 4月から8月分までの保育料は前年度市民税所得割課税額（前年1月1日時点の住所地で課税）、9月から翌年3月分までの保育料は現年度市民税所得割課税額（現年1月1日時点の住所地で課税）を基に算定します。
4. 配当控除・住宅借入金等特別税額控除・外国税額控除・寄附金税額控除がある場合、控除前の税額で算定します。
5. 児童が保育施設等を病気・負傷により長期欠席する場合は、保護者の申請により保育料が減免される場合があります。
6. 保育料の日割り計算は行っておりません。
7. 正当な理由なく保育料を滞納すると、児童福祉法上の滞納処分を受けることがあります。

入所申込手続き

1. 春日部市在住もしくは転入予定者で、入所希望月初日に満8週を経過している乳児（保育施設によって受入年齢が異なります）から申込ができます。
2. 保育施設入所申込書・教育・保育給付認定申請書・入所（園）に係る確認書・保育を必要とする理由を確認するための書類（就労証明書等）など必要書類を揃えてお申込ください。
3. 書類の詳しい内容については直接保育課までお問い合わせください。
4. 求職中の方もお申込み可能ですが、原則として入所月の翌々月10日までに就労し、就労証明書を提出する必要があります。
5. 市外在住で春日部市内に勤務する方も保育施設に入所可能ですが、お申込窓口は住所地の市区町村となります。

受付場所

保育施設（保育所、保育園、認定こども園（保育利用）、地域型保育施設）の利用を希望する場合

保育課（本庁舎 3 階）もしくは庄和総合支所福祉・健康保険担当へ。

（注意）

- ① 認定こども園（保育利用）、小規模保育施設、事業所内保育施設の利用を希望する場合には、見学及びお子さまの面接が必要です。そのため、希望される施設へ直接お問い合わせください。
- ② 認定こども園（幼稚園利用）、私立幼稚園については、直接施設へお申し込みください。

お問い合わせ

保育課 電話番号 048-736-1139

病児保育事業（病児対応型・病後児対応型）

病児保育事業（病児対応型）とは、お子さまが当面の病状の急変が認められないが、病気の回復期に至っていないことから、病院・診療所、保育所等に付設された専用スペース又は本事業のための専用施設でお預かりする事業です。

病児保育事業（病後児対応型）とは、お子さまが病気の回復期にあり、治療などは不要だが、保育所などの施設での集団生活をするにはまだ早い場合、主治医の許可のもと特定の保育所でお預かりする事業です。

1. 八木崎保育所【病児対応型】（粕壁 5435-1）

電話番号：048-797-5747

ホームページ：<https://www.comaam.jp/yagisakihoikusho/index.html>

2. 信愛保育園【病後児対応型】（大場 1644）

電話番号：048-734-9692

ホームページ：<https://www.shinai-nursery.jp>

3. おかだわんぱくの森保育園【病児対応型・病後児対応型】（藤塚 2855-1）

電話番号：048-797-7453

ホームページ：<http://www.okada-wanpaku.com>

4. 武の子保育園【病児対応型】（備後西 5-3-4）

電話番号：048-793-4103

ホームページ：<https://takenoko.bunbenkan.jp>

※詳細は、直接、施設にお問い合わせください。

お問い合わせ

保育課 電話番号 048-736-1139

一時預かり事業（一般型）

一時預かり事業(一般型)とは、保護者が、家族の看病を行う場合や冠婚葬祭がある場合、リフレッシュを図りたい場合などに、一時的にお子さまの保育を行う事業です。

対象幼児

保育所、幼稚園、認定こども園等に通っていない、又は在籍していない健康で集団保育が可能な満1歳から小学校又は義務教育学校の前期課程の就学前の幼児で、市内に居住している、又は市内に住所を有する世帯に一時的に居住している幼児

利用定員

各施設1日あたり原則2人

利用時間

月曜日から金曜日まで …午前8時30分から午後4時30分まで

土曜日 ……午前8時30分から正午まで

休業日

日曜日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）

保育期間

幼児1人につき、年度内24日まで（ただし、連続利用は5日まで）

費用

生活保護世帯、中国残留邦人支援給付受給世帯…0円

その他の世帯…2,000円（給食（おやつを含む。）の実費としての300円を含む。）

その他

離乳食・アレルギー食の提供は行っていません。

離乳食やミルクの持ち込みは、衛生管理上の観点からお断りしています。

支払方法

ご利用当日に、実施施設にてお支払いください。

申請手続き

1. 原則として保育希望日の3日程度前までに、利用を希望する保育所へ直接電話し、日時・お名前等をお伝えください。
2. 利用が決まったら、所定の一時預かり事業利用申込書を保育所に提出してください。申請書は各保育所に置いてあります。
3. 日程及び保育所によっては、ご希望に沿えない場合があります。また、初めてご利用の場合は保育所にて面接が必要となります。日程に余裕を持ってお申込ください。

実施保育所

保育所名	住所	電話番号
武里南保育所	武里団地 9 街区 16 棟	048-735-4381
第 4 保育所	備後西 1 丁目 13-1	048-735-0066
第 5 保育所	藤塚 428-1	048-735-8471
第 6 保育所	牛島 1276	048-754-5040
第 7 保育所	栄町 3 丁目 166	048-754-7426
第 8 保育所	上蛭田 82-1	048-754-8349
第 9 保育所	粕壁 3 丁目 8-1	048-754-3521
八木崎保育所	粕壁 5435 番地 1	048-797-5747
庄和第 1 保育所	西金野井 256-1	048-746-3511
庄和第 2 保育所	東中野 1152	048-746-5221

お問い合わせ

保育課 電話番号 048-736-1139

放課後児童クラブ

放課後児童クラブは、保護者の就労等により、昼間常時留守になっている家庭の児童を対象に、放課後や学校の休業日等において家庭に代わる生活の場を確保し、適切な遊びや指導を行うことにより、児童の健全育成を図ることを目的とする施設です。

入室要件

春日部市立小学校及び春日部市立義務教育学校（前期課程に限る。）に在学する児童の保護者が、次の(1)～(7)のいずれかに該当する場合は、入室が認められます。

- (1) 就労などにより、昼間常時留守になっている家庭で、児童の保育ができない場合
（日曜日を除き週4日以上で1日4時間以上就労しており、かつ帰宅が午後3時以降となることが条件。）
- (2) 疾病などにより、児童の保育ができない場合
- (3) 在宅の病人などの看護にあたるため、児童の保育ができない場合
- (4) 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっている場合
- (5) 大学又は専門学校等に通学し、(1)と同程度児童の保育ができない場合
- (6) 妊婦又は産褥等の理由により、体調が整わない場合（出産予定日を含む月から）
- (7) その他市長が必要と認める場合

※通年利用のため、長期休業（夏休みなど）のみのお預かりはしていません。

保育時間

区分	保育時間
学校の授業のある日（月曜日から金曜日）	放課後から午後7時まで
学校の休業日 （月曜日から土曜日、夏休みなどの長期休暇、学校の代休日など）	午前7時30分から午後7時まで

※児童のお迎えは、勤務終了後、速やかにお願ひします。

※児童が事故や犯罪に遭わないために、保護者（保護者の指定した人でも可。祖父母、友人、ファミリーサポートセンターの提供会員など）に児童のお迎えをお願いしていただきます。

休室日

日曜日・祝日及び年末年始（１２月２９日～１月３日）

※気象状況や災害等により危険が予測される場合や感染症の流行等により、臨時に休室することもあります。

保育料・おやつ代

保育料 一人月額 9,000 円（市に納入）

おやつ代 一人月額 2,000 円（指定管理者に納入）

※保育料には減免制度がありますが、別途申請が必要になります

※保育料の減免は、生活保護や世帯の所得による減免と、多子世帯による減免があります。なお、おやつ代は実費負担となるため減免制度はありません。

納入方法

口座振替による納付のご協力をお願いします。窓口納付をご希望の場合は、保護者あてに納付書（納入通知書）を郵送いたしますので、納入期限内（原則として毎月末日）までに指定・収納代理金融機関、ゆうちょ銀行、またはコンビニエンスストアで納入してください。

※おやつ代の納入方法は、原則口座振替のみとなります。

※納入通知書の発送時期は、入室後、最初の納入期限日の１週間前頃になります。

入室手続き

年度途中から放課後児童クラブに入室を希望する場合は、入室を希望する月の前月 20 日までに必要書類を市役所こども育成課、または庄和総合支所福祉・健康保険担当へ直接提出してください。

各クラブの入室状況によっては空きが出るまで入室をお待ちいただくことがあります。

提出書類

1. 放課後児童クラブ入室申請書
2. 就労証明書（証明日から 2 か月以内のもの）

※保護者（児童の父・母又は児童を養育している者）及び同居している祖父母（60 歳未満の場合）全員の就労証明書が必要です。

※シフト制や変則勤務の場合は、シフト表や勤務表を必ず添付してください。

※申請の要件により、診断書や就労証明など提出書類は異なります。

3. 児童生活状況調査書

4. 放課後児童クラブ保育料減免申請書（保育料の減免を申請する場合）

※家庭の状況等により、その他の書類を提出していただくことがあります。

※入室申請書等は、春日部市公式ホームページ「申請書ダウンロード」からダウンロードすることができます。

放課後児童クラブの所在地、電話番号、FAX 番号及び定員

クラブ名	住 所	電話・FAX 番号	定員
粕壁放課後児童クラブ 1・2	粕壁東 3 丁目 2 番 1 9 号	048-755-5101	100 人
内牧放課後児童クラブ 1	内牧 2 4 1 5 番地 2	048-755-5102	90 人
内牧放課後児童クラブ 2		048-755-5615	
豊春放課後児童クラブ 1・2	道順川戸 3 7 番地 1	048-755-5103	90 人
武里放課後児童クラブ	備後西 5 丁目 3 番 1 5 号	048-738-4911	70 人
幸松放課後児童クラブ 1・2	八丁目 3 5 3 番地 1	048-755-5104	85 人
豊野放課後児童クラブ	銚子口 1 0 8 7 番地	048-738-4912	70 人
備後放課後児童クラブ	備後西 3 丁目 2 番 1 号	048-738-4916	60 人
八木崎放課後児童クラブ 1・2	中央 4 丁目 1 番地	048-755-5105	110 人
八木崎放課後児童クラブ 3		048-755-5113	
牛島放課後児童クラブ 1・2	牛島 1 0 8 0 番地	048-755-5106	100 人
緑放課後児童クラブ	緑町 5 丁目 4 番 1 号	048-738-4918	70 人
上沖放課後児童クラブ 1	大沼 5 丁目 4 4 番地	048-738-4919	140 人
上沖放課後児童クラブ 2		048-737-6132	
正善放課後児童クラブ 1・2	備後東 6 丁目 2 番 1 号	048-738-4920	75 人
立野放課後児童クラブ 1・2	南中曽根 1 0 7 4 番地	048-761-3388	109 人
立野放課後児童クラブ 3			
宮川放課後児童クラブ	新方袋 1 0 9 0 番地	048-755-5107	50 人
藤塚放課後児童クラブ	藤塚 8 2 番地 2	048-738-4922	70 人
小渕放課後児童クラブ	小渕 9 0 5 番地 1	048-755-5108	70 人
武里南放課後児童クラブ 1・2	大枝 8 9 番地 2 街区 1 棟	048-738-4913	77 人
武里西放課後児童クラブ 1・2	大場 8 2 2 番地 1	048-738-4914	90 人

南桜井放課後児童クラブ 1	下柳 1 7 番地 2	048-718-0700	75 人
南桜井放課後児童クラブ 2	下柳 3 番地	048-746-5112	
川辺放課後児童クラブ 1・2	米島 7 5 6 番地	048-746-0212	115 人
川辺放課後児童クラブ 3		048-746-5000	
桜川放課後児童クラブ 1・2	大衾 4 9 6 番地 1	048-747-0101	100 人
中野放課後児童クラブ	東中野 6 5 4 番地	048-746-8488	70 人
江戸川放課後児童クラブ	上吉妻 1 番地	048-748-2100	40 人

※武里、南桜井放課後児童クラブ 1 は、小学校の敷地外に設置されています。

お問い合わせ

こども育成課 放課後児童クラブ担当 電話番号 048-739-6836

妊娠・出産・育児に関する相談

こども家庭センター「ぽっぽセンター」(本庁舎3階)

妊娠、出産、子育てに関する様々な疑問や悩みの相談ができる窓口です。常駐する助産師や保健師が、相談者の気持ちに寄り添いながら、丁寧にお応えしています。

母子保健に関する主な事業

1. 乳幼児健康診査

春日部市では、個別健診として4か月児、集団健診として10か月児、1歳6か月児、3歳5か月児、5歳児の健康診査を実施しています。

4か月児健康診査は、市内実施医療機関で受診してください。受診票は、かすかべびーず訪問にてお届けしています。10か月児健康診査、1歳6か月児健康診査、3歳5か月児、5歳児健康診査は、該当月の1か月前に個別に通知します。

また、1か月児健康診査費用の一部を助成します。出生届確認後に対象者の方へ個別に通知します。

2. ママパパ学級(両親学級)

初めての妊娠・出産、育児をする方とその夫を対象に、赤ちゃんを迎える準備のための教室を実施しています。歯科医師、管理栄養士、助産師、保健師の講話や沐浴体験などができます。その他、乳幼児応急手当講習会なども受講できます。

3. 乳幼児健康相談

就学前の乳幼児を対象に、保護者の育児不安の解消のため、健康相談を実施しています。保健師、管理栄養士等が、乳幼児の体重や身長等の計測のほか育児、栄養、発達などの指導や助言を行っています。

お問い合わせ

こども相談課 母子保健・相談担当 電話番号 048-736-1112

「ぽっぽセンター」 電話番号 048-736-1110

家庭児童相談

子育ての悩みは誰にでもあります。子育てに少しでも不安やストレスを感じたら、ひとりで悩まず、お気軽にご相談ください。

対象

市内に住所を有する 18 歳未満の児童及びその保護者など

子ども本人、家族、地域の人など、誰でも相談できます。匿名も可能です。

相談内容（来所・電話）

1. 性格、情緒、生活習慣等に関する事。
2. 学校生活等に関する事。
3. その他、家庭における児童に関する事

来所相談の場合は、事前に電話で予約をしてください。

費用

無料

《本庁舎 3 階家庭児童相談室》

所在地：春日部市中央七丁目 2 番地 1

電話番号：048-736-1111（内線 3963）

開室時間：月～金曜日（祝休日・年末年始を除く）

9：00～正午、13：00～16：00

お問い合わせ

こども相談課 母子保健・相談担当 電話番号 048-796-8902